

○東北再生「私大ネット36」会則

(名称)

第1条 本会は、東北再生「私大ネット36」(とうほくさいせいしだいねっとさんりく)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を事務担当校に置く。

(目的)

第3条 本会は、東日本大震災後の東北地方(主に三陸沿岸地域)の復興にあたり、教育・研究領域が異なる加盟校が、それぞれの特徴を活かしながらゆるやかに連携し、自由で独自性のある活動を円滑に実施できる環境創出のために組織化するとともに、今後10年間の継続的な支援活動を教育的視点から実施することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) プログラムの開発・認定
- (2) 加盟校への情報提供
- (3) セミナー、シンポジウムの開催
- (4) その他、本会の目的達成のために必要な事業

(加盟)

第5条 本会の目的に賛同し、入会した学校を協賛・加盟校(以下、「加盟校」という。)とする。

2 加盟校となるためには、入会届を提出し会長の承認を得なければならない。

(入会資格)

第6条 本会に入会できるのは、我が国の私立大学及び私立短期大学とする。

(運営幹事校)

第7条 本会の運営を円滑に行うため、本会の運営に主体的に関わることを希望する学校を運営幹事校とする。

(経費等の負担)

第8条 加盟校は、入会時に協賛金3万円を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、運営幹事校は運営負担金として毎年20万円を納入するものとする。

(退会)

第9条 加盟校は、退会届を会長に提出することで、任意に退会することができる。

(拠出金品の不返還)

第10条 既に納入した協賛金、運営負担金及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(役員)

第11条 本会に、会長及び事務担当校を置く。

(選任等)

第12条 会長及び事務局は、運営幹事校から選出する。

(運営幹事校会)

第13条 本会に運営幹事校会を置き、運営幹事校をもって構成する。

(運営幹事校会の権能)

第14条 運営幹事校会は、次の事項を議決する。

- (1) 役員を選出
- (2) 本会の運営に関するすべての事項
(運営幹事校会の開催)

第15条 運営幹事校会は、会長が必要と認めた時に開催する。
(存続期間)

第16条 本会の存続期間は、本会則成立の日から平成34年3月31日までとする。
(事業年度)

第17条 本会の事業年度は、毎年4月1日において始まり翌年3月31日に終わる。
(残余財産の帰属)

第18条 本会が解散したときに残存する財産は、南三陸町及び一般社団法人南三陸研修センターに全額寄付するものとする。
(改廃)

第19条 本会則の改廃は、運営幹事校会で行う。

附則

- 1 この会則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 加盟校の加盟期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間を前期とし、平成29年4月1日から平成34年3月31日までは、1年毎の更新とする。
- 3 本会則成立時の会長及び運営・幹事校は次の通りとする。
会 長 長尾ひろみ
運営幹事校 國學院大學
運営幹事校 こども教育宝仙大学
運営幹事校 埼玉工業大学
運営幹事校 大正大学（事務担当校）
運営幹事校 広島女学院大学